

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成23年3月9日（金） 14時00分～15時30分

2 会場

青森県庁 北棟2階 A会議室

3 出席者名

藤井会長、藤村委員、木村委員、月舘委員  
経営支援課 4名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【(仮称)イオン八戸ショッピングセンターに係る新設について】

本件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間騒音の最大値の基準超過の主な騒音源となっている搬入車両について、隣接地が第一種住居専用地域であることでもあり、夜間の搬入作業を最小限に留めることや、搬入口の変更等を検討し、将来の住宅の建築、交通量が増加した際に問題が生じないような配慮がなされるべきではないか。
- ② 出入口3、4の来客の右折入出庫についても、現状では特に問題ないと思われるものの、店舗北側県道の交通量が増えた際の渋滞の発生、緊急車両等の通行への支障などの一因となる懸念があるため、将来の店舗周辺の住宅・交通環境の変化に伴う見直しが検討されることを促すような要請が必要である。
- ③ 自転車、自動二輪車の必要駐車台数推定に用いた類似店舗（七戸町）の実績が本店舗にどの程度あてはまるのか多少の疑問があるが、学生の様子などをみても、特別この店舗の自動二輪の利用者が多いとは思えず、この分析で支障はないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値がすべての地点で基準を超過しており、第二種住居地域でもあることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。また、夜間の荷さばきにおいて、使用出入口、作業時間・頻度等を周辺環境に与える影響が最小限となるようにすることや、来客車両の速度を低下させるための措置をとること等、騒音低減のため

の更なる配慮をお願いします。

- ・店舗北側県道の交通量の増加、店舗周辺への住宅等の建設など、周辺環境の変化があった時には、荷さばきの時間帯、出入口3、4の右折入出庫等について再度検討・見直しを行うなど、周辺環境への影響を低減させるための必要な措置を講じること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【三沢堀口ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 届出の新設出入口は既存の出入口と比べ交差点から離す計画となっており他の出入口との関係でも特に支障はないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値がほとんどの予測点で基準を超過しており、店舗西側は第二種住居専用地域ともなっていることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【弘前アルカディアショッピングセンターの変更について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること